

広島県告示第七百四十四号

令和五年広島県告示第八百十三号（広島県港湾施設管理条例別表第二国際拠点港湾及び重要港湾の表及び別表第二地方港湾の表の規定に基づき、知事が指定する緑地並びに知事が定める駐車料及び更衣室の使用料の徴収期間並びに駐車時間及び駐車料）の一部を次のように改正し、令和六年九月一日から施行する。

令和六年七月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
三 (略)	緑地の 名称	三 (略)	緑地の 名称
	単位		単位
	金額		金額
	摘要		摘要

  

ベイ イドビ ーチ坂 ・親水 公園	自動車一台一回 につき	自動車一台一回 につき
一時間まで 一時間を超 える場合超 える時間三 〇分までご とに	午後九時から 午後十時まで 一時間まで 一時間を超 える場合超 える時間三 〇分までご とに	一時間まで 一時間を超 える場合超 える時間三 〇分までご とに
時間利用券 一〇〇円券 一枚つ づり 六〇枚つ づり 一〇〇枚 つづり 三〇〇枚 つづり	時間利用券 一〇〇円券 一枚つ づり 六〇枚つ づり 一〇〇枚 つづり 三〇〇枚 つづり	時間利用券 一〇〇円券 一枚つ づり 六〇枚つ づり 一〇〇枚 つづり 三〇〇枚 つづり
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)